

平安朝廷の宮中祭祀と漢国神社

伊藤純

はじめに

延長五年（九二七）撰進、康保四年（九六七）に施行された『延喜式』卷九神名上には、宮中で祀られる神々が列記されている。

宮中の神卅六座

神祇官の西院に坐す御巫らの祭る神廿三座（みな

大、月次・新嘗）

御巫の祭る神八座（みな大、月次・新嘗、中宮・

東宮の御巫もまた同じ）

神産日神 高御産日神

玉積産日神 生産日神

足産日神 大宮売神

御食津神 事代主神

座摩の巫の祭る神五座（みな大、月次・新嘗）

生井神 福井神

綱長井神 波比祇神

阿須波神

御門の巫の祭る神八座（みな大、月次・新嘗）

櫛石窓神（四面門 各一座） 豊石窓神（四面

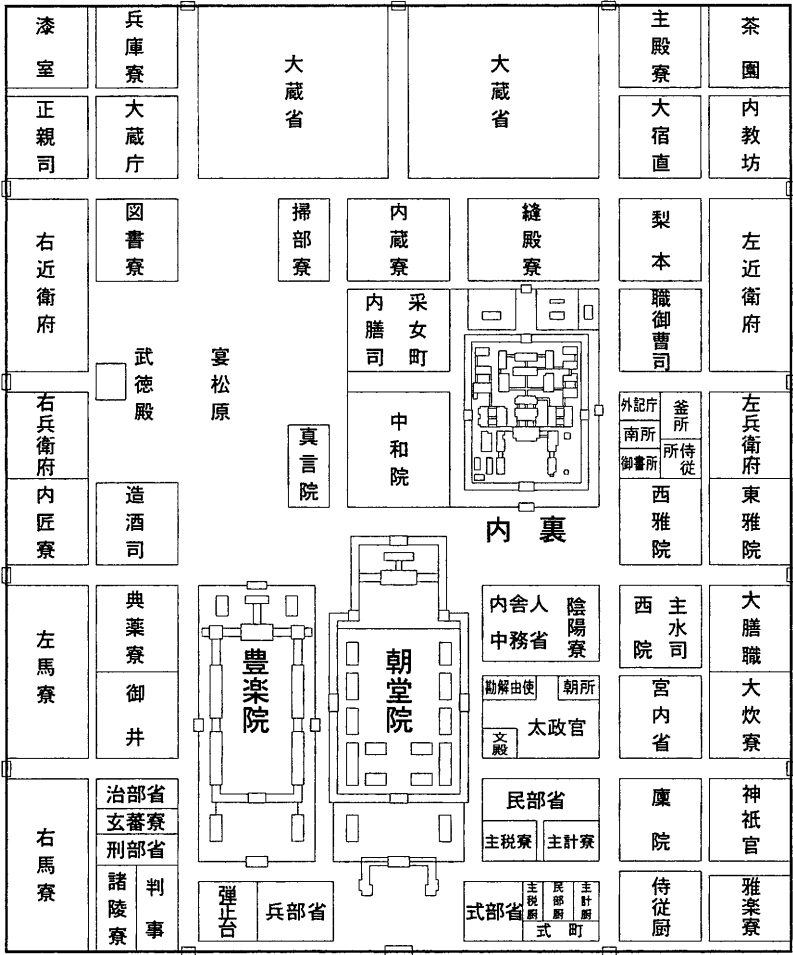
門 各一座）

生嶋の巫の祭る神二座（みな大、月次・新嘗）

生嶋神 足嶋神

宮内省に坐す神三座（みな名神大、月次・新嘗）

園神社 韓神社二座



平安宮 諸施設 配置図

大膳職に坐す神三座〈みな小〉

御食津神社 火雷神社

高倍神社

造酒司に坐す神六座〈大四座 小二座〉

大宮売神社四座〈みな大、月次・新嘗〉

酒殿神社二座〈みな小〉

酒弥豆男神 酒弥豆女神

主水司に坐す神一座〈小〉

鳴雷神社

宮内省で祀られる園神・韓神。なぜ宮内省で園神・韓

神が祀られているのか、その背景について、思いつくところを述べてみたい。

一 園神・韓神について

まず、園神・韓神がどのように考えられているかを確認しておきたい。『式内社の研究』では

この二社は宮中三六神中最も古い土着神であった。

されば韓神のごときはその機能は明かでないにもかかわらず、園神と同様特に尊崇され位も高く祭儀もまた丁寧であった（延喜式四時祭式）。…（中略）…韓神については、須佐之男の尊が朝鮮から将来した神、上代早く秦氏がこの地を占めて祭っていた神などの説はあるが、土着神であったことは確かである（秦氏がここに進出して韓神と名称を代えたかも知れない。古事記では大年神の子神となっている^①）。

と述べる。また、『式内社調査報告』では

園神は、古典に所見なく、解釈に苦しむが、宮内省の園池を守る神であらうか。「韓神」は、古事記（上）に、大年神の子として見える韓神とは恐らく別神であらう。一伝によると、園神は大物主神、韓神は大己貴・少彦名二神で、疫を防ぐ神であるといふ。またいふ、延暦年中平安京を造る時、もたらが坐した園・韓神を他所に遷さうとしたところ、託宣があつて、なほこの所にゐて帝王を護り奉らうと示

されたので、そのまま鎮祭した、と。⁽²⁾

とある。

『式内社の研究』・『式内社調査報告』とも、式内社を調べる際には一番に手にする書である。

二書の言うところを私なりにまとめると、園神・韓神とも、後に平安宮となる地で平安遷都以前から祀られていた神であった。園神・韓神の機能についてはいくつかの解釈がなされているが、充分に説明されていない、ということであろう。

次に、この二書の言うところの「最も古い土着神」、「もともとから坐した園・韓神」についての根拠を検討してみたい。

二 園神・韓神についての口伝史料

一一一一年頃に成立した『江家次第』の巻五には

園并韓神祭

(頭書)：園・韓神口伝に云く、件の神、延暦以前

に此に坐す。遷都の時、造宮使他所に遷し奉らんと欲す。神託宣して云く、猶此処に座して帝王を護り奉らんと云云。仍りて宮内省に鎮坐せしむ、式に云く、園神一座、韓神二座

また、一二二二年から一二一五年頃に成立した『古事談』では

園・韓神社は、本自大内の跡に坐す。而して遷都の時、造宮之使等、「他所に移すべし」と云々。時に託宣して云はく、「猶ほ此処に坐して、帝皇を護り奉らむ」と云々。仍りて宮内省の内に坐す、と云々。

『江家次第』、この一〇〇年後に成立した『古事談』とも、ほぼ同じ内容を伝えている。この口伝について西田長男は、

園韓神は平安京の大内裏に延暦以前より祀られてあ

った。そのいわば産土神であったというのである。たぶん、この所伝は正しいであろう。⁽³⁾

と述べる。また、足立尚計は、

園韓神が地主神であり、帝王守護の神として信仰されてきたことが知られしかも、平安遷都以前より神社としてこの地にあつたものとみられる。：(中略)：平安遷都以前より鎮座していた地方私祭社が(託宣の背景を明確にし得ないが)宮中神として生れかわつたものとみられる。⁽⁴⁾

足立尚計も西田長男と同じような見解である。『江家次第』が記す園神・韓神の口伝について、平安遷都以前から後に平安宮となる地で祀られていたとする見方はいくつかの辞典類でも述べられている。⁽⁵⁾

以下、宮内省で祀られる園神・韓神が、平安遷都以前からの土着神であったのかを検討してみたい。

三 平安遷都以前の京都盆地

『江家次第』、『古事談』の記述によって、園神・韓神は平安遷都以前から、後に平安宮となる地で祀られていたとする見方は多い。後に平安宮となる地で園神・韓神が祀られていたとすれば、その地はそれなりに拓けていて、人々の生活の痕跡が存在しているはずである。すなわち、後に平安宮となる地域に、平安遷都以前に営まれた人々の痕跡＝遺跡が存在しているはずである。

近年の考古学の調査成果を踏まえた報告を見れば、平安宮域となる地域、現在の千本丸太町周辺には平安遷都以前にさかのぼる遺跡は確認されていないようである。⁽⁶⁾平安宮となる地域は人の住まぬ茫漠たる土地であった。人々の生活のないところで園神・韓神が、神だけが祀られていたとはとうてい考えにくい。『江家次第』、『古事談』が記す園神・韓神の伝承を除けば、平安遷都以前から平安宮域に鎮座していた神は認められない。⁽⁷⁾

また、韓神はその名称から、渡来系氏族である秦氏が祀っていた神とする見方もある。しかし、秦氏の活動の

中心地は平安宮から数キロメートル西方の広隆寺を含む太秦地域であることは誰もが認めるところであろう。本地地から数キロメートルも離れた、しかも未開の地に自らの氏族が奉斎する神を祀ることなどありえないだろう。

『江家次第』の記す口伝は、平安遷都後三〇〇年以上後の記述であり、平安遷都以前の京都盆地の様子、茫漠たる未開の土地であった、という記憶が忘れ去られた後につくられた園神・韓神の起源説であろう。

『江家次第』の記述をもとに、園神・韓神が平安遷都以前から宮内省となる地で祀られていた土着神と考えるのは間違いないである。

四 園神・韓神の神階

ここでは、平安朝廷が園神・韓神をどのように処していたか、神階の変化を確認しておきたい。

『文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）一〇月二〇日

右中弁兼右近衛中将従四位下藤原朝臣氏宗を、園

神・韓神等社に向わし遣わす。策命して曰く、「天皇が詔旨に申し給く、御冠授け奉らむと。禱申賜ひしに依て、従五位下の御冠を授け奉り、崇め奉る状を、御位記持た令めて、奉り出す此状を聞食て、天皇朝廷を常磐に堅磐に護幸奉賜へと申し給わくと」申す。

この記述では園神・韓神が何処に鎮座していたのかは分からないが、従五位下の冠が授けられている。

『文徳天皇実録』斉衡二年（八五五）九月七日

園神・韓神を以て、名神に列す。

この記述でも園神・韓神の鎮座地は不明だが、後の延喜の制では最高位となる名神の位が授けられる。

『日本三代実録』貞観元年（八五九）正月二七日

京畿七道諸神、階を進め、及び新叙、惣て二百六十七社。…（中略）…宮内省従三位園神、韓神並に正

三位を授け奉る。

漢興社に於いて猿樂之あり。

この記述から、貞観元年（八五九）には園神・韓神は宮内省で祀られていたことが判明する。園神・韓神がいつから宮内省で祀られるようになったのかは残念ながら史料上確認できないが、嘉祥三年（八五〇）に従五位下、斉衡二年（八五五）に名神社、そして貞観元年（八五九）には正三位と、僅か一〇年の間に急速に神階が上がっている。このことは園神・韓神が朝廷内で重要視されてきたことの表れである。

その後、『大乘院寺社雑事記』では文明四年八月に「隠（漢）興宮」、文明五年一月に「観弘」が確認できる。

『和州寺社記』卷下（二六六六年）には

春日社

：

奈良南北の天満天神・漢国明神・子守三枝の明神・御霊の御神・氷室明神・八幡大菩薩・祇園社・初度の明神・常陸の明神はそぞろそぞろにおはします。奈良中の氏神にて、それぞれに守護し給ふとかや。

五 園神・韓神と漢国神社の祭神

園神・韓神、この二神を祭神とする神社が奈良市内に鎮座している。漢国神社である。

漢国（漢興）社の名が史料上で確認できるのは一五世紀後半である。

『奈良名所八重校』一二卷（二六七九年）では

観音堂（酒井 漢郷祠 眉目塚）…この北小路より南に行きて、高間といふ町に、漢郷といふやしる有り。

『大乘院寺社雑事記』五卷

文明三年（一四七二）八月二一日

とある。列記される神社、高間（高天）町に漢郷（国）社ということから、ここに見える漢国神社は、現在奈良市内に鎮座する漢国神社であることは明白である。

漢国神社の祭神については『南都名所集』巻六（一六七五年）には「率川大明神」項の中で

このあたりに、漢国の明神とておはします。これは園韓神、名なしの雉をいはひける社なり。

とある。『大和名所記―和州旧跡幽考―』巻三（一六八一年）でも

率川坂本陵 林の小路、韓国の社の奥なる念仏寺の境内にありと古老のつたへなり。韓国の社は園韓神、是、名無雉なり。〈社説〉俗に加牟古不の社といふ。

とあり、漢国神社の祭神が園神・韓神であることは明らかである。

かである。

奈良に鎮座する漢国神社の祭神が園神・韓神であることから、漢国神社の祭神と平安宮の宮内省で祀られた園神・韓神との関係について『日本社寺大観 神社篇』では

漢国神社

清和天皇貞観元年正月二十七日、平安城宮内省に当社祭神を勧請して、皇室の守護神となし給へり。⁽⁸⁾

とある。また、今井啓一は漢国神社について

奈良市漢国町鎮座。…（中略）…『延喜式』神名帳には宮内省に坐す神三座として園神社・韓神社二座がみえ、その叙位などが、『文徳実録』『三代実録』に散見する。蓋し平安宮の官衙神として勧請されたか。⁽⁹⁾

とある。奈良の漢国神社の祭神である園神・韓神が、平

安朝廷の宮内省に勧請されたとする見方である。

六 漢国神社と藤原不比等

仁安二年（一一六七）の奥書のある『大倭神社註進状並率川神社記』（三輪叢書 一九二八年、大神神社史料二卷 一九七四年 所収）には「園韓神社三座」として

大神氏家牒に曰く、養老年中、藤史亦園韓神社を建て奉斎す。

とある。養老年中（七一七〜七二三）に「藤史」、すなわち藤原不比等（六五九〜七二〇）が園韓神社＝漢国神社に関与していたことが分かる。「園韓神社を建て」ということが具体的にどのような内容だったのかは明らかにできないが、晩年を迎えた不比等が、漢国神社を厚く処し、重視していたことが分かる。

藤原氏と言えば春日社がすぐに思い浮かぶが、春日社が創祀されたのは、社伝によれば神護景雲二年（七六八）のことである。春日社の創祀以前前に、すでに漢国

神社は奈良の地で祀られていたのである。

七 まとめにかえて

—なぜ宮内省で園神・韓神が祀られたか—

これまで述べてきたことを整理してみたい。

(1) 平安朝廷の宮内省では園神・韓神が祀られていた。
(2) 宮内省で祀られた園神・韓神は平安遷都以前から平安宮となる地で祀られていたとする口伝があるが、考古学の知見から、これは認めがたい。

(3) 平安朝廷は園神・韓神に高い神階を与えていた。

(4) 貞観元年（八五九）には宮内省で園神・韓神が祀られていたことが確認できる。

(5) 漢国神社の祭神は園神・韓神である。

(6) 藤原不比等は漢国神社を厚く処し、重視していた。

以上のことを確認した上で、園神・韓神と藤原氏の朝廷内での動向を重ね合わせることによって、園神・韓神が宮内省で祀られるようになった背景を探ってみたい。

漢国神社を重視した藤原不比等は、大宝律令・養老律令の編纂に主導的役割を果たし、日本の律令制度の基礎

を確立した。また、不比等の娘・宮子は文武天皇の夫人となり、七〇一年に首皇子（後の聖武天皇）を生んだ。宮子の妹・光明子も聖武天皇の皇后となり孝謙天皇を生んだ。娘を後宮に入れ天皇の外戚となる手法は不比等によつて敷かれた。養老四年（七二〇）三月に不比等は右大臣正二位となり、同年八月に没する。『大倭神社註進状並率川神社記』に記す「園韓神社を建て」た頃は、不比等が政権の頂点に上り詰めた時であった。さらに、不比等は藤原四家（南・北・式・京）の祖でもあり、藤原氏隆盛の基礎を築いた人物である。

宮内省で園神・韓神が祀られた背景を推定するにあたり、不比等からの藤原氏（北家）の系譜をおさえておきたい。

不比等―（北家）房前―真楯―内麻呂―冬嗣―良房
私が目にするのは藤原良房（八〇四―八七二）の周辺である。良房の娘・藤原明子（八二九―九〇〇）は文徳天皇（八二七―八五八・在位八五〇―八五八）の女御となり清和天皇（八五〇―八八〇・在位八五八―八七六）を生む。良房は九歳で位についた清和天皇の摂政とな

る。皇族以外では良房が初めて摂政の座に就いた。藤原氏による摂関政治の基礎を確立したのが良房なのである。⁽¹⁰⁾

以下、時系列で園神・韓神の祭祀と藤原氏との関係を見たい。

八五〇年三月二五日（日本三代実録）

藤原明子、後の清和天皇を生む。

八五〇年四月一七日（文徳天皇実録）

五五代文徳天皇即位

八五〇年一〇月二〇日（文徳天皇実録）

園神・韓神等社に従五位下を授ける。

八五五年九月七日（文徳天皇実録）

園神・韓神が名神となる。

八五八年八月二七日

五六代清和天皇、九歳にて即位。藤原良房、清和天皇の摂政となる。

皇の摂政となる。

八五九年正月二七日（日本三代実録）

宮内省で祀られる従三位の園神・韓神に正三位を授

ける。

時の流れに沿って見ると、藤原氏が権力の頂点に立つ過程、良房が摂政の座に就く過程と、園神・韓神の神階向上とは軌を一にしている。良房は藤原氏の家系隆盛を築いた始祖・不比等が厚く処した漢国神社の祭神、園神・韓神を平安宮に勧請して祀ったのである。しかも、園神・韓神を祀ったのは神祇官ではなく、宮内省であった。

宮内省は天皇家の家政機関だけでなく、外廷的要素もあわせもっているという指摘もあるが、⁽¹¹⁾当然のことながら宮内省の一義的な機能は天皇家の家政機関であることは間違いないことである。

藤原氏が天皇家の外戚となり、ついには皇族でない藤原氏の良房が摂政の座を奪取し、自らが天皇家の内廷の側に入ったのである。しかも良房が補佐し、仕えるべき文徳天皇、清和天皇は、天皇が居住すべき内裏から日常的に排除されていた。⁽¹²⁾朝廷はいわば良房の独裁状態であった。これによって、自らの氏族の始祖である不比等が

厚く処していた、漢国神社の祭神、園神・韓神を天皇家の家政機関である宮内省に勧請して祀ることができたのは、良房の独裁権力で朝廷が牛耳られていたことを物語るのではなからうか。

国家的祭祀を司った神祇官ではなく、漢国神社から勧請した園神・韓神を天皇家内廷の宮内省で祀るようになつたのは、九世紀中頃の藤原氏の権力確立過程をおさえることによって理解できるのである。

おわりに

漢国神社の歴史について説明する際に多くの人が用いる史料に『大倭神社註進状並率川神社記』（奥書一・一六七年）や『大神神三社鎮座次第』（奥書一三・四六年）がある。この二書については江戸時代中頃の偽書という見解がある。⁽¹³⁾一方、『大倭神社註進状並率川神社記』については「そのなかには、軽視できぬ所伝あるいは解釈もあって、そのすべてを『妄りに造作したもの』と無視するわけにはいかない。」という意見もある。⁽¹⁴⁾

しかし、私にはどの部分が「軽視できぬ所伝あるいは

解釈」なのかは判断できないので、二書とも排して論を進めたかったが、「六 漢国神社と藤原不比等」で『大倭神社註進状並率川神社記』の一節を自説のために引かざるを得なかった。最も批判を受ける部分であろう。

また、江戸時代の奈良の地誌類、『奈良坊目拙解』（一七三五年）、『平城坊目考』（一八九〇年）などに多く引かれる『元要記』には、漢国神社についての記述がある。『元要記』についても一七世紀中頃に作成されたとする見解⁽¹⁵⁾があるので、自説には用いなかった。『元要記』の影響がないと思われる『和州寺社記』（一六六六年）や『奈良名所八重桜』（一六七九年）、『南都名所集』（一六七五年）、『大和名所記』（一六八一年）などを引き、自明であるはずの漢国神社の祭神を確認したかった次第である。

思い付きを繋ぎ合わせた小文に対し、諸氏の叱正を賜うることができれば幸いである。

註

- (1) 志賀剛『式内社の研究』二卷（雄山閣 一九七七年一三〇頁）。

- (2) 『式内社調査報告』一卷（皇学館大学出版部 一九七九年 三〇頁）。
- (3) 西田長男「韓神社の創祀と秦氏との関係」（『日本神道史研究』一〇巻 講談社一九七八年 一八五頁 初出一九五九年）。
- (4) 足立尚計「園韓神祭の成立」（『若越郷土研究』三九の六 一九九四年 一〇一頁）。
- (5) 猪熊兼繁「園韓神祭」「園韓神社」（『日本史大辞典』六巻 河出書房新社 一九八五年）、「園韓神社」（『寺院神社大事典』平凡社 一九九七年）、杉本一樹「園韓神祭」（『神道史大辞典』吉川弘文館 二〇〇四年）。
- (6) 考古学的知見については、山田邦和「平安京とその周辺」（『日本の古代遺跡28 京都Ⅱ』保育社 一九九二年）、永田信一「平安遷都前後」（『よみがえる平安京』淡交社 一九九五年）、高橋潔「遷都以前の山背国」（『古代の都3 恒久の都平安京』吉川弘文館 二〇一〇年）による。
- (7) 上田正昭「神々の世界」（『京都の歴史』一卷 京都市史編さん所 一九七〇年）。
- (8) 『漢国神社』（『日本社寺大観 神社篇』日出新聞社 一九三三年）。
- (9) 今井啓一「漢国神社」（『国史大辞典』三巻 一九八三年）。
- (10) 藤原良房が権力の頂点に就く過程については、大隅

- 清陽「貴族政權への道」(『岩波講座日本通史』五卷
岩波書店 一九九五年)、吉川真司「平安京」(『日本
の時代史』五卷 吉川弘文館 二〇〇二年)に詳し
い。
- (11) 東野治之「内廷と外廷―宮内省の性格を中心として
―」(『長屋王家木簡の研究』塙書房 一九九七年 初
出一九八〇年)。
- (12) 目崎徳衛「文徳・清和両天皇の御在所をめぐって―
律令政治衰退過程の分析―」(『貴族社会と古典文
化』吉川弘文館 一九九五年 初出一九七〇年)。
- (13) 西田長男『群書解題』第六(続群書類従完成会 一
九六二年)。
- (14) 上田正昭「解題」(『神道大系』神社編一二 神道大
系編纂会 一九八九年)。
- (15) 森本仙介「『元要記』の成立とその背景をめぐって
―一七世紀、春日祢宜による神書作成の一端―」(『神
道宗教』一七五号 一九九九年)。